

休職の時期に関する規則

〔平成7年3月31日〕
規則第14号

改正 平成9年12月1日規則第8号 令和3年12月23日規則第6号

第1条 心身の故障のため、長期休養を要する場合における休職発令の時期は、当該事由に基づく欠勤日数が引き続き90日を経過した日とする。

第2条 削除

第3条 刑事事件に関し起訴された場合における休職発令の時期は、当該事由に基づき起訴された日とする。

第4条 休職期間が満了した職員が引き続き期間の更新を受けた場合又は復職した後10日以内に、更に休職をさせられた場合の休職期間の計算については、その前後期間は、これを通算する。

第5条 前条の規定による場合の休職については、第1条の規定は適用せず、その時期は、当該事由の生じた日とする。

第6条 休職期間が満了し、なお、事故が消滅せず、かつ、休職期間を更新しないときは、期間満了の日をもって当該職員は、その職を失ったものとする。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月1日規則第8号）

- 1 この規則は、平成9年12月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日において、現に欠勤中の職員でその欠勤日数が引き続き120日を超えないものは、休職発令の時期をその欠勤を始めた日から起算して120日を経過した日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。